

13 奨学金及び授業料の減免制度

(1) 奨学金等貸付金貸与制度

	奨 学 金		遠 距 離 通 学 費		定時制通信制課程修学奨励金	日 本 育 英 会 奨 学 金		
貸 与 月 額	公立	私立	1~3 年 生	通学費等の月額7/10 (千円未満の端数切り捨て、 上限26,000円)	定時制及び通信制	(自宅)		
	1年 18,000円	30,000円				1年 18,000円	30,000円	
	2年 18,000円	30,000円	4 年 生	通学費等の額	2年 14,000円	2年 18,000円	30,000円	
	3年 17,000円	29,000円			3年 13,000円	3年 17,000円	29,000円	
4年 17,000円	—	4年 12,000円			4年 17,000円	—		
						(自宅外)		
						公立	私立	
						1年 23,000円	35,000円	
						2年 23,000円	35,000円	
						3年 22,000円	34,000円	
						4年 22,000円	—	
貸 与 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 県内に居住し、県内の高等学校に在学する者であること 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以下であること 経済的理由により修学が困難であること 成績優秀であること 		<ul style="list-style-type: none"> 県内に居住し、県内の高等学校に在学する者であること 経済的理由により修学が困難であること 通学費等が月額8,000円以上であること 		<ul style="list-style-type: none"> 県内に居住し、県内の定時制課程か、あるいは通信制課程に在学する者であること 経済的理由により修学が困難であること 経常的収入を得る職業に就いている者であること 		<ul style="list-style-type: none"> 高等学校に在学する者であること 経済的理由により修学が困難であること 成績が優秀であること 	
	償 還 期 間	卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間		卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間		退学等後6月据え置き、貸与期間の相当期間		卒業後6月据え置き、20年以内
無利子		無利子		無利子		無利子		

(2) 授業料の減免制度

○長野県高等学校授業料等徴収条例

第3条 特別の事情により、授業料を納入することが困難な者に対しては、これを減免することができる。

○長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則

第4条 条例第3条の規程による授業料の減免は、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- (1) 保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であるとき。
- (2) 保護者が地方税法第295条第1項第2号又は同条第3項の規定に該当し、市町村民税が非課税であるとき。
- (3) 保護者の死亡、障害又は傷病等により著しく生活が困難となったとき。
- (4) 災害、生業不振、その他の理由により著しく生活が困難となったとき。
- (5) 母子家庭で著しく生活が困難となったとき。
- (6) その他校長が特に減免の必要があると認めたとき。